

保存版

令和7年5月14日

保護者のみなさまへ

藤井寺市立藤井寺中学校
校長 西村 光世

自然災害等（地震・大雨）発生時の対応について

平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

さて、標記につきまして、藤井寺市教育委員会より通知があり、今後の自然災害発生時において下記の通り対応いたします。

内容をご確認いただき、生徒の安全確保につきましてご理解、ご協力をお願いいたします。

記

【大雨・暴風による特別警報または警報時】の対応について

1. 生徒の登校時（午前7時00分）において、藤井寺市に特別警報、または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されているときは、登校を見合わせてください。

ただし

・午前8時15分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮し、登校させていただきます。通常どおりの授業を実施し、給食も通常どおり実施します。

・午前10時00分までに警報が解除されたときは、通学路の安全を考慮し、登校させていただきます。通常どおりの授業を実施します。給食も原則通常どおり実施します。

2. 午前10時00分現在で藤井寺市に特別警報、または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかがまだ発表中のときは臨時休業とします。

3. 生徒が登校した後、藤井寺市に特別警報、または、暴風警報、大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたときは、通学路の状況等を十分考慮し、下校させます。

※登校後に警報等が出た場合、臨時措置として、生徒が平常より早く下校します。そうした場合、家に保護者がおられるか、また、家の鍵を開けることができるか確認が必要になります。普段から非常時に備え、ご家族の連絡先や鍵の保管方法についてお話していただき、お子さまにも伝えていただきますようお願いいたします。

【地震】の対応について

1. 藤井寺市で「震度5弱」以上の地震が発生した場合

①生徒が登校前の場合（土日祝・休業日を含む）

- ・学校は臨時休業とします。
- ・地震発生日以降の再開については、教育委員会と学校が協議し決定します。

②生徒が登下校中の場合

- ・自分で身の安全を確保し、家か学校の近い距離の方へ移動するよう、生徒に指導します。

③生徒が登校した後に発生した場合

- ・学校待機とし、学校周辺の被害状況などを見て、その後、安全が確認されるまで待機させます。保護者の方に引き渡すまで学校が責任を持って保護します。

※ネットワーク回線等通信網が遮断され、学校から連絡できないことも考えられますので、必ず保護者の方がお迎えに来ていただきますようお願いいたします。

2. 藤井寺市で「震度4」以下の地震が発生した場合

- ・通学路の安全を考慮したうえで、原則、登校とします。
- ・学校及び近隣地域の被災状況等により、校長の判断で、生徒の安全確保の観点上、臨時休業とする場合があります。

※臨時休業の際は、原則「はなまる連絡帳」や「ホームページ」でお知らせします。